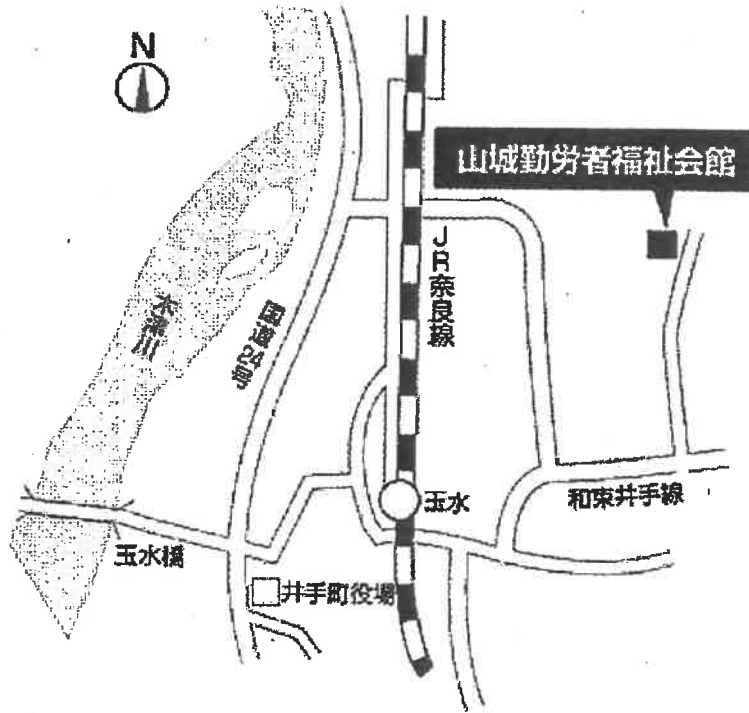
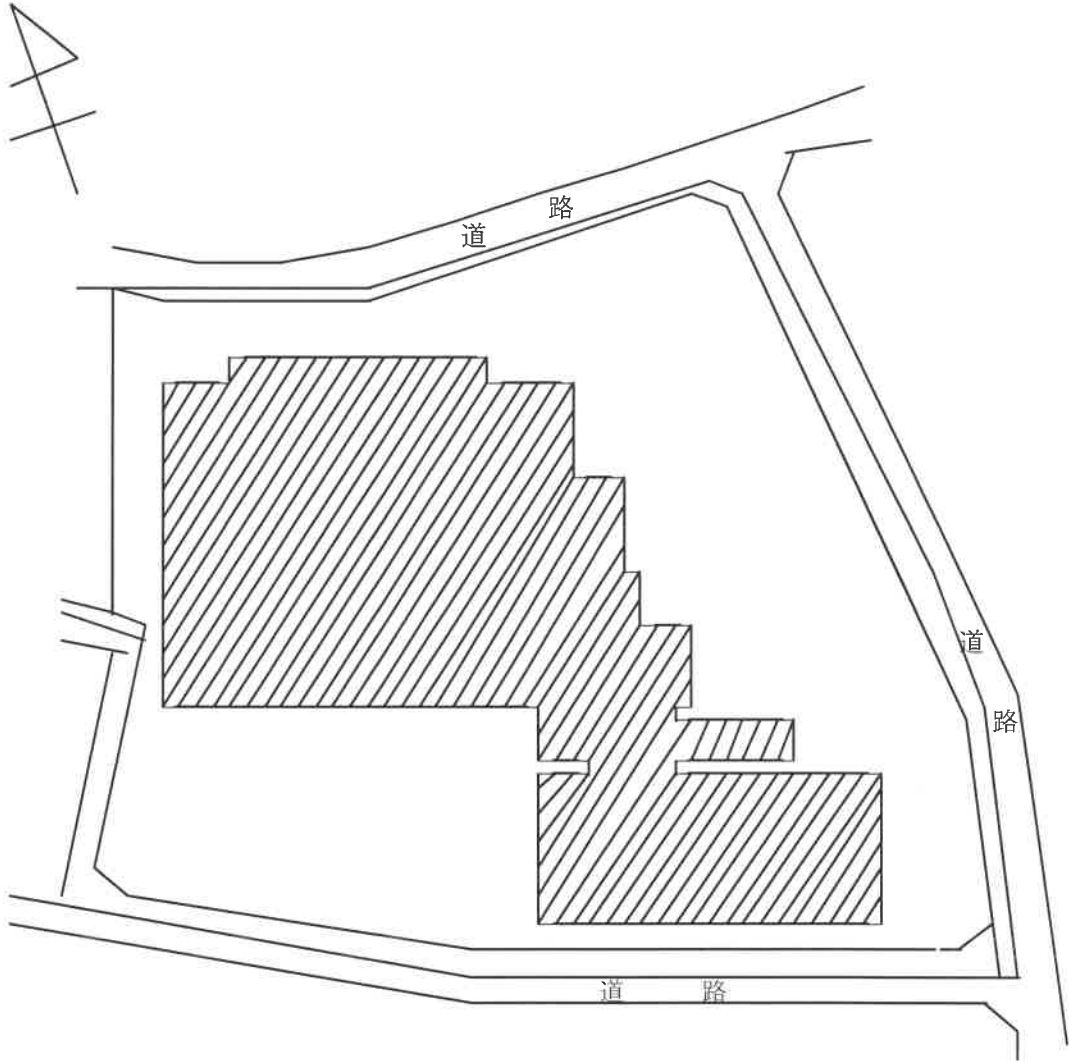


《別紙 案内図》

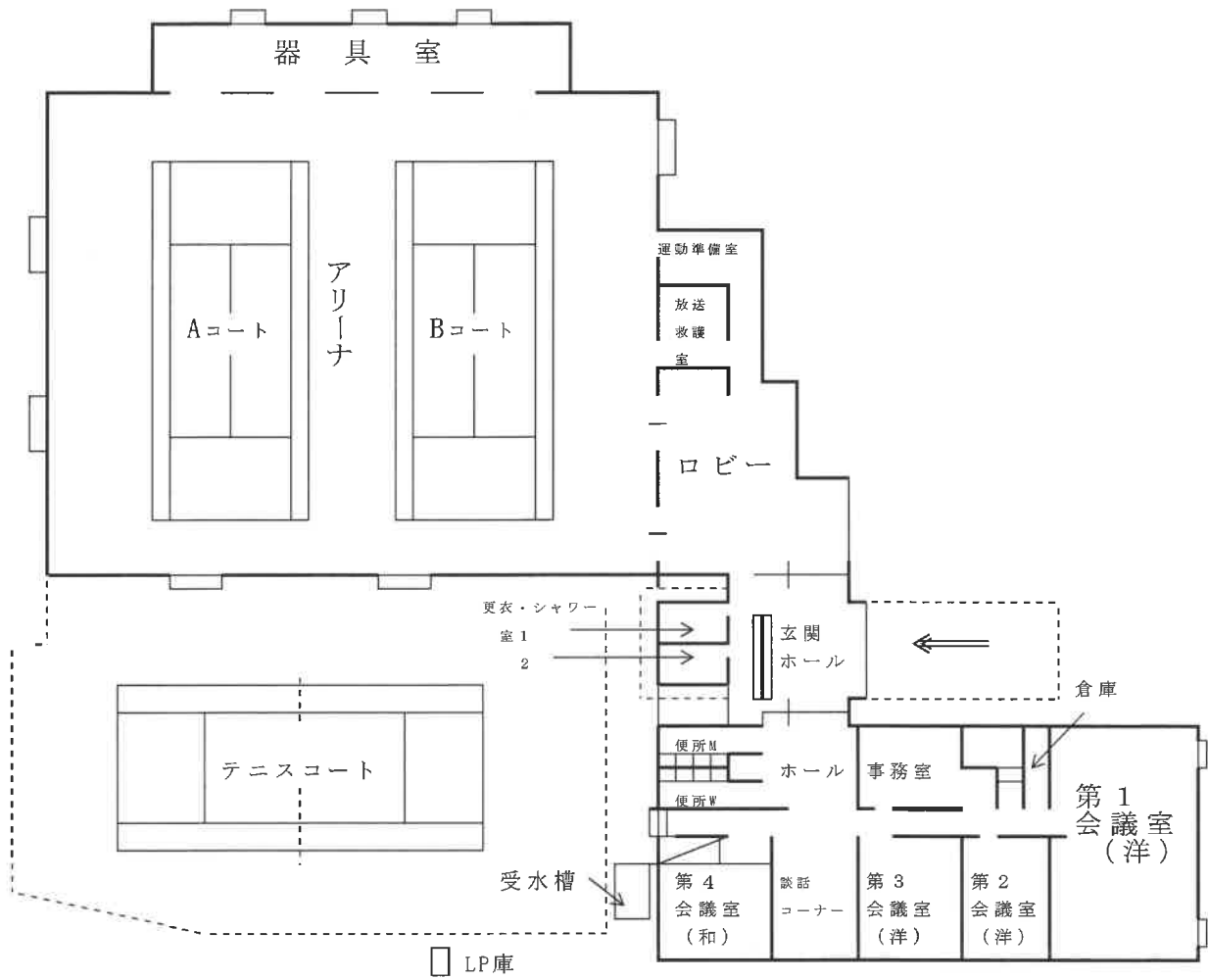


JR「玉水駅」徒歩15分

山城勤労者福社会館の敷地図



山城勤労者福祉会館の平面図



勤労者福祉会館施設概要

◆山城勤労者福祉会館

所在地	京都府綴喜郡井手町大字井手小字大塚99番地の35			
開設年月日	昭和60年4月11日			
敷地面積	6,269.53㎡			
建物概要	会議棟	体育館棟	自転車置場	プロパン庫
建築面積	640.92㎡	1,614.23㎡	14.40㎡	2.58㎡
延床面積	640.92㎡	1,614.23㎡	14.40㎡	2.58㎡
構造	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造平屋 建	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造平屋 建	鉄骨造平屋建	コンクリートブロッ ク造平屋建
施設の内容	<p>体育館 (バスケットボール、バレーボール、テニス各2面、バドミントン8面、卓球8台)</p> <p>会議室(洋室3、和室1)</p> <p>テニスコート兼フットサルコート(1面)</p> <p>駐車場(35台駐車可能。うち、身体障害者用1台)</p> <p>自転車置場</p> <p>プロパン庫</p>			

◆無償貸付物品一覧
山城勤労者福祉会館

物 品 名	数量
荷車	1
長椅子	7
高所作業台	1
サイドボード	1
冷水器	1
ワイヤレスマイクシステム一式	1
卓球台	2
トランポリン	1
得点板	3
30秒タイマー	2
デジタイマー	1
移動舞台	10
洋画	1
シート	1

管理工作物一覧

◆山城勤労者福祉会館

種 目	構造・規格等	数 量	備 考
門	門柱 RC造、門扉 S造	2個	正門1通用門1
囲障	メッシュフェンス・H=1.5m	236.97m	
	ネットフェンス・H=4.0m	80.13m	テニスコート兼フットサルコート外周、門扉付
築庭	花壇・サツキほか	4個	
電柱	電柱	1本	
照明装置	外灯・ポール型	5個	
	庭園灯	2本	
消火装置	屋外消火栓	1個	ホース格納箱付
浄化装置	浄化槽設備・150人槽	1個	
水道施設	水栓3	1個	
貯槽	防火水槽・地下埋設型RC造	1個	40m ³
	受水槽	1個	
競技施設	テニスコート兼フットサルコート・全天候型	1個	1面
諸標	旗ポール・H=12.0m	1個	3本
掲示板	屋外広報板・SUS製・照明付	1個	
	案内板H=2.5m	1個	
	掲示板	1個	
雑工作物	郵便箱	1個	

勤労者福祉会館行政財産目的外使用許可一覧

使用許可物件	区分	数量	使用目的	使用許可期間
山城勤労者福祉会館 (ロビーの一部)	建物	1.44 m ²	清涼飲料水自動販売機等の設置	令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日
山城勤労者福祉会館 (ロビーの一部)	建物	1.44 m ²	清涼飲料水自動販売機等の設置	令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日
山城勤労者福祉会館 (屋外)	土地	1.62 m ²	清涼飲料水自動販売機等の設置	令和3年4月1日 ~ 令和4年3月31日
山城勤労者福祉会館	土地	電柱 3 本 支線 3 本	電柱敷(共架あり)	平成31年4月1日 ~ 令和6年3月31日
山城勤労者福祉会館	土地	電柱 3 本	電柱敷	令和2年4月1日 ~ 令和7年3月31日

◎ 勤労者福祉会館組織図・施設利用許可事務の流れ

1 現行組織図（令和3年度）

◆ 山城勤労者福祉会館

館長（1名）	副館長（1名）
	マルチスタッフ（6名）

（勤務時間）

- ・ 8：30～22：00（開館時間9：00～21：30）

・ 基本勤務態勢

- ① 8：30～17：30
- ② 13：00～22：00
- ③ 8：30～13：00
- ④ 13：00～17：30
- ⑤ 17：30～22：00

（主な担当事務）

- ・ 勤労者福祉会館の管理運営に関すること。（申込み・受付・使用承認・案内等）
- ・ 利用料金の現金出納及び保管に関すること。
- ・ 利用統計及び報告に関すること。
- ・ 勤労者福祉事業・勤労者スポーツ事業、自主事業に関すること。
- ・ 財産及び物品の管理に関すること。
- ・ 庶務に関すること。

※このほか、現行指定管理者において、勤労者福祉会館に係る支出及び決算、施設管理業務委託、修繕・維持管理に関すること等を担当

2 施設利用許可事務の流れ（現行）

（1）使用の承認の申請期間

◆ 山城勤労者福祉会館

区 分		申 請 期 間
体 育 館	全面使用	1 労働者の団体の使用 使用の日の6箇月前の日の属する月の1日から当日まで 2 一般の利用 使用の日の5箇月前の日の属する月の1日から当日まで
	部分使用	1 労働者の団体の使用 使用の日の3箇月前の日の属する月の1日から当日まで 2 一般の利用 使用の日の2箇月前の日の属する月の1日から当日まで
会議室		使用の日の2箇月前の日の属する月の1日から当日まで
テニスコート（フットサルコート）		使用の日の2箇月前の日の属する月の1日から当日まで

(2) 事務の流れ

ア 使用承認

- ①受付日及び受付時間は、上記申請期間のうち、休館日を除き、午前9時から午後9時30分まで(基本)
 - ②来館及び電話で「予約扱い」が可能
 - ③利用の当日までに、勤労者福祉会館に申請
- ※このほか、体育館の使用承認に関し、上記申請期間にかかわらず、年間及び月間調整を行うケース有り

イ 利用料金

- ①使用の承認を受けると同時に、利用料金を納付
- ②国、地方公共団体については、「請求書払」に対応
- ③既納の利用料金は、還付しない。
(還付ができる場合)
 - ・管理上の都合により使用の承認を取り消したとき
 - ・災害その他不可抗力の理由により使用できなくなったとき など

勤労者福社会館利用状況

◇山城勤労者福社会館

名 称	区 分 開館日数(日)	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		363	363	324
第1会議室	件数(件)	245	221	101
面積 146 m ²	人数(人)	11,174	15,396	2,462
定員 120 人	利用率	22.9%	20.5%	10.5%
第2会議室	件数(件)	185	188	131
面積 45 m ²	人数(人)	8,701	10,694	2,493
定員 30 人	利用率	17.1%	17.4%	13.7%
第3会議室	件数(件)	228	213	130
面積 52 m ²	人数(人)	11,301	14,370	2,918
定員 36 人	利用率	21.1%	19.7%	13.6%
第4会議室	件数(件)	157	147	97
面積 18 畳	人数(人)	3,748	7,335	1,253
定員 30 人	利用率	14.6%	13.6%	11.7%
会議室計	件数(件)	815	769	459
	人数(人)	34,924	47,795	9,126
	利用率	18.9%	17.8%	12.4%
体育館	件数(件)	1,603	1,700	1,446
面積 1,286 m ²	人数(人)	51,324	56,373	27,068
	利用率	83.1%	82.7%	78.2%
テニスコート(フットサルコート)	件数(件)	450	514	487
面積 1 面	人数(人)	9,964	9,392	5,216
	利用率	72.9%	82.5%	83.2%

※会議室利用率＝利用件数÷開館日数÷3(利用区分:午前、午後、夜)×100

※体育館利用率＝利用件数÷開館日数÷3(同上)÷2スパン×100

※テニスコート利用率＝利用件数÷2(利用区分:午前、午後)×100

改修・修繕実績

施設名：山城勤労者福祉会館（S60.4開設）

内 容	金額（千円）
（30年度）	
男子トイレフラッシュバルブ更新工事	51
シャワー室ボイラー修理	13
センターネット改修工事	215
汚水処理施設動力盤シーケンス制御変更	138
非常放送設備更新工事	2,721
PCB分析調査費用	32
照明用リモコンスイッチ接続工事・屋外灯調査	4
ISDNターミナルアダプター交換	36
体育館下窓枠防護金具取替	118
和室第4会議室) 畳張替え	140
ブラインド新品取替え(事務室・談話室)	157
ブラインド位置入替及び修理	12
駐車場内漏水修繕工事	112
自動ドアセンサー・モーター取替え	194
駐車場ライン引き直し	140
女子トイレフラッシュバルブ更新工事	18
第1会議室クロス張替え	148
消防設備不具合修繕	17
体育館壁補修	200
廊下壁クロス張替え	146
ロビー照明取替え	74
体育館窓枠仮補修工事	2,600
屋外コート災害復旧工事	847
屋外コート西側フェンス補強工事	136
30年度 小 計	8,270
（R1年度）	
体育館床金具天板交換	27

内 容	金額 (千円)
ウォータークーラー修繕	119
男子トイレ洗面台水栓調整費	2
男子和式便器フラッシュバルブ取替え修繕工事	49
体育館非常口吊度隙間ゴム取付工事	32
体育館非常口吊度西側ドア振れ止め取替工事・南側	22
体育館非常口吊度南側ドア振れ止め取替工事・左右	43
第三会議室ドアキャッチ受け固定修繕	27
第一会議室南側ドア変形修繕	32
第一会議室北側ドア変形修繕	32
体育館倉庫入口西側引き戸錠取替工事	25
女子シャワールームドアークローザー取替え修繕工事	42
VVF保護ホース取替工事	2
門扉内北側外灯改修工事	83
体育館ロビー東側外灯改修工事	50
男女シャワー水栓つまり修繕(3箇所)	6
体育館屋上ドレン廻り漏水修繕工事	118
駐車場点字ブロック補修	195
体育館南面樋補修工事	50
浄化槽入口外壁塗装改修工事	50
体育館屋根 1階東側外周及び事務棟屋根外周塗装改修工事	1,045
門柱塗装改修工事	33
下駄箱修繕工事	176
暖房便座設置	7
第1会議室カーテンレール修繕	4
プリンターヘッド修理	27
体育館北面壁修繕	43
男女トイレパーテーション修繕工事	118
男女洗面台メラミン修繕工事	187
体育館南面壁修繕	10
ロビー&事務棟クロス張替え	159
R1年度 小 計	2,813
(R2年度)	

内 容	金額 (千円)
体育館西面壁修繕工事	46
炊事場クロス張替え修繕	11
体育館北西壁修繕工事	50
体育館床北半面塗裝修繕	248
プリンター修繕	21
案内掲示板ガラス引き戸修繕工事	50
動力盤表示球取替工事・事務所LETD-2PW	6
体育館1階屋根北面外周及び事務棟屋根西面外周塗裝修繕工	440
ロビー屋上ドレン周りコーキング・清掃工事	20
付属設備搬入口シャッター塗裝修繕工事	33
体育館感知盤アンカー締付修繕工事	10
ロビー東面窓の鍵修理・調整&第1会議室北面窓の鍵調整工事	14
受水槽塗裝修繕工事	159
受水槽第1ポンプ過負荷点検修理	7
第2会議室床面剥離研磨修繕工事	33
門扉塗裝修繕工事	76
第2・第3会議室ブラインド取替修繕工事	173
ロビーブラインド取替修繕工事	83
第4会議室障子張替え修繕工事	47
シャワー室前クロス張替え修繕工事	49
玄関ホール北面クロス張替え修繕工事	21
準備室クロス張替え修繕工事	49
準備室ブラインド取替修繕工事	32
玄関入口左北面クロス張替え修繕工事	13
会館の銘板修繕工事	869
門扉横庭園灯配線修繕工事	62
受水槽センサー修繕工事	74
アリーナ下窓外れ他修繕工事	50
キービクル保護柵入口丁番修繕工事	62
第3会議室床面剥離研磨修繕工事	33
R2年度 小 計	2,839

令和2年度 勤労者福祉事業・勤労者スポーツ事業・自主事業実績

◆京都府立山城勤労者福祉会館

指定管理者：日本環境マネジメント㈱

R2年度開催実績

内 容		実 施 時 期		実施回数	参加料	参加者数
勤労者福祉事業・勤労者スポーツ事業・自主事業 無料体験講座（各教室・各期の初回日）		4月～3月	各教室の開講日	無料体験実績 ：10回	無料	23人
勤 労 者 福 祉 事 業	初歩からの書道教室	4月～3月	水曜 10:00～11:30	計：14回	月謝制700円/回 1回制800円/回	55人
	私の風景画を楽しむ教室	4月～3月	水曜 13:30～16:00	計：14回	月謝制700円/回 1回制800円/回	97人
	やさしく、楽しく、美しくリンパマッサージ教室	7月～3月	金曜 19:30～20:30	計：14回	月謝制700円/回 1回制800円/回	90人
	おもしろスポーツを創って楽しむ教室	4月～9月	金曜 19:00～21:00	計：6回	月謝制700円/回 1回制800円/回	0人
	脳を活性化するデザイン・絵画教室	4月～12月	金曜 19:00～21:00	計：18回	月謝制700円/回 1回制800円/回	0人
	苔玉で育ててみよう教室	10月～12月	金曜 13:30～15:30	5回	400円/回	38人
	スポーツ恋活事前講座	11/14	土曜 10:00～12:00	1回	800円/人	中止
	スポーツ恋活inやましろ	11/28	土曜 10:00～16:00	1回	2,500円/人	中止
勤 労 者 ス ポ ー ツ 事 業	初心者リフレッシュヨガ教室	4月～3月	月曜 19:30～20:45	計25回	月謝制700円/回 1回制800円/回	138人
	らくらく健康ヨガ教室	4月～3月	金曜 13:45～14:30	計：24回	月謝制700円/回 1回制800円/回	127人
	アロハ! ハワイアンフラ教室(土曜の午後のフラ教室)	4月～3月	土曜 13:30～14:30	計：17回	月謝制700円/回 1回制800円/回	191人
	初歩からのアーチェリー教室	10月～12月	土曜 18:30～20:30	計：6回	月謝制700円/回 1回制800円/回	23人
	バドミントンダブルス交流大会	7/23	木曜 9:15～16:30	1回	2,000円/チーム	27チーム(54人)
	バスケットボール男女別交流大会	12/27	日曜 9:00～16:00	1回	4,000円/チーム	中止
	硬式テニスダブルス交流大会	3/6	土曜 9:00～16:00	1回	1,500円/チーム	16人(8組)
	ソフトバレーボール男女混合交流大会	2/6	土曜 9:30～15:30	1回	2,500円/チーム	中止
自 主 事 業	やまきんサロン	4月～3月	第2・4 水曜 13:00～17:00	計：15回	200円/人	0人
	南山城古代史研究セミナー	9/5	土曜 13:30～15:15	1回	200円/回	22人
	やまきんスポーツフェスタ	3/27	土曜 10:00～15:30	1回	無料	5人
	物販：「ラインテープ」販売	—	—	—	バレーボール用：¥940/巻 バドミントン用：¥1,050円/箱	
	物販：「補給食」販売	—	—	—	カップヌードル：¥200 どん兵衛：¥200 じゃがりこ：¥140	

※教室の開催曜日は講師の都合により、一部変更されている場合があります。

◆勤労者福祉事業の主な事務の流れ

時 期	業 務 内 容
9月ごろ	○次年度開催の事業計画立案
年度当初	○開催日の最終決定 ○会場の確保 ○共催団体に協力依頼
開催の3箇月前	○広報依頼(受付期間の月に掲載されるように依頼) ○共催団体と打合せ
開催の1箇月前	○参加受付準備と受付 ○開催準備(消耗品、賞品類の発注等)
開催日当日	○参加受付、参加料の徴収 ○参加料の納入
終了後	○消耗品類の支払整理 ○講師に礼状 ○全事業終了後、事業報告作成

◆勤労者スポーツ事業の主な事務の流れ

時 期	業 務 内 容
9月ごろ	○次年度開催の事業計画立案
1～2月 (年間調整等)	○開催日の最終決定 ○会場の確保
2～3月	○行事予定(チラシ)の作成 ○講師選定及び依頼(年間まとめて依頼状を送付)
開催の3箇月前	○広報依頼(受付期間の月に掲載されるように依頼) ・府民だより:発行月の2箇月前に依頼 ・市町広報紙:発行月の約1箇月前に依頼
開催の1箇月前	○参加受付準備(受付期間:開催日の3週間前から2週間前) 大会の受付期間:5週間前から4週間前まで ○参加受付 ○開催準備(消耗品、賞品類の発注等)
参加申込み締め切り後 (大会:開催日の4週間前) (教室:開催日の2週間前)	●大会 ○参加者の調整と可否を通知 ○対戦表、プログラムの作成 ●教室 ○参加者の調整と可否を通知
開催の1週間前	○参加者名簿と名札の作成 ○領収書の作成 ○会場の使用申請、及び準備と点検
開催日初日	○参加受付、参加料の徴収 ○参加料の納入 ●教室 ○開講式:館長あいさつ、講師の紹介、事務連絡 ●大会 ○会場準備、開会式 ○賞状作成
2日目以降	○名簿と名札を体育館入口付近のテーブルに並べる ○ラインテープ等の準備
～最終日	○修了証書準備 ○講師謝金準備
最終日	○閉講式:館長あいさつ、修了証書の授与 ○講師謝金の支払
終了後	○消耗品類の支払整理 ○講師に礼状 ○全事業終了後、事業報告作成

施設管理業務一覽(現行)

◆山城勤労者福祉会館

	委託業務名	業務の内容・回数	R3年度委託額(円)
1	清掃	館内の清掃業務(日常清掃・定期清掃) ※下記参照	217,800
2	自家用電気工作物保安管理	電気事業法に基づく精密検査業務 月1回	182,160
3	消防関係設備点検	消防用設備等点検業務 年2回	121,000
4	空調設備点検	建築物における衛生的環境の確保に関する法律による空気環境調整業務(冷暖房切替整備業務を含む) 年4回	145,200
5	浄化槽維持管理	汚水処理施設の維持管理業務 月2回	311,300
6	機械警備	防犯・火災異常・設備異常・非常通報提供業務 毎日	290,400

※清掃業務作業基準

区分	作業内容	対象場所	清掃回数	備考	
日常清掃	掃き掃除	第1～第4会議室	毎日	利用状況により適宜実施	
		事務室	毎日		
		玄関ホール	毎日	靴箱拭き等適宜実施	
		更衣室・シャワー室	毎日	利用状況により適宜実施	
		廊下	毎日		
		その他(会議棟ホール、洗面コーナー、給湯室、宿直室)	毎日		
		体育館	アリーナ	月1回	モップ掛け、周囲の除塵
			運動準備室	毎日	
			放送・救護室	毎日	
			器具庫	週1回	適宜実施
	アリーナロビー		毎日		
			廊下	毎日	
			テニスコート(フットサルコート)	月1回	利用状況により適宜実施
			駐車場ほか	月1回	利用状況により適宜実施
	水拭き		トイレ(男女・身障者用)	毎日	
		更衣室・シャワー室	毎日		
		会議室等机	毎日	利用状況により適宜実施	
ごみ収集	各所	週3回	集積場へ搬送		
定期清掃	除塵清掃、手すり拭き、ガラス拭き	アリーナギャラリー	2箇月に1回	ガラス拭きは内面の手の届く範囲	
	樹脂ワックス掛け	第2・第3会議室、アリーナロビー、廊下、運動準備室、放送・救護室、更衣室、給湯室	2箇月に1回		
	ガラス拭き	窓ガラス	年2回	会議棟、玄関、アリーナロビー	

主な仕様

- * 清掃作業監督者又はそれに準じる者を少なくとも月1回派遣し、企画、指導及び監督させること。
- * 日常清掃は、毎日(休館日を除く)午前8時30分から午後12時30分までとする。
- * 定期清掃は、事前に館長と協議の上、日時を定める。
- * 清掃器具、洗剤、トイレトペーパー、ごみ袋、石けん等の使用材料は受託業者負担とする。

京都市立山城勤労者福祉会館の利用料金(現行)

1 利用料金

使用時間		午前の部	午後の部	夜の部	
区 分		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分まで	
体 育 館	全面 使用	平日	円 4,280	円 5,300	円 6,320
		土曜日、日曜日及び休日	5,100	6,420	7,440
	部分使用		2,040	2,440	2,950
	個人使用		250	250	250
	第1会議室		3,870	4,590	5,300
	第2会議室		1,220	1,420	1,630
	第3会議室		1,420	1,630	1,930
第4会議室		1,630	2,040	2,340	
テニス コート	平日	1時間当たり610円(延長する場合も同額とする。)		—	
	土曜日、日曜日及び休日			—	

2 2以上の部にわたって引き続き使用する場合の利用料金

各部の利用料金の合計額に10分の9を乗じて得た額

(算定した額が100円を超える場合は、100円未満の端数を切り捨てる。算定した額が100円を超えない場合は、その額とする。)

3 使用時間を延長した場合の利用料金

延長使用時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上1時間未満は1時間として計算する。)につき、当初に使用の承認を受けた部の利用料金の額に10分の4を乗じて得た額

(算定した額が100円を超える場合は、100円未満の端数を切り捨てる。算定した額が100円を超えない場合は、その額とする。)

(夜間午後9時30分～午後10時の施設利用に係る延長料金の低額設定を実施)

4 体育館を特別な設備の準備又は撤去のために使用する場合の利用料金

その時間の属する部の利用料金の額に10分の5を乗じて得た額

(算定した額が100円を超える場合は、100円未満の端数を切り捨てる。算定した額が100円を超えない場合は、その額とする。)

5 営利を目的とする催物のために体育館を使用する場合の利用料金

利用料金の額(上記1)に4を乗じて得た額

(端数処理なし)

京都府立山城勤労者福祉会館の附属設備の利用料金(現行)

1 附属設備の利用料金

附属設備名	単位	1使用時間区分の 利用料金	摘要
		円	
バスケットボール競技用具	1組	1,220	ファウル指示板、信号器、30秒タイマー及びストップウォッチをいう。
バレーボール用支柱	1組	230	ネットを含む。
テニス用支柱	1組	230	ネットを含む。
バドミントン用支柱	1組	170	ネットを含む。
卓球台	1台	120	サポート及びネットを含む。
テニスラケット	1本	120	
バドミントンラケット	1本	60	
卓球ラケット	1本	40	
ボール類	1個	60	バスケットボール用及びバレーボール用のボールをいう。
体育館用審判台	1台	60	
得点板	1台	60	
ストップウォッチ	1個	60	
防球スクリーン	1台	40	
マット	1枚	50	
ネット計測器	1本	60	
トランポリン	1台	470	
スポーツテスト用測定機器	1組	230	
その他体育用具	1個	60	
体育館用放送装置	1組	1,220	マイクロホン1個付
体育館用マイクロホン	1個	350	
体育館用移動式黒板	1台	60	
体育館用1人用いす	1脚	30	
体育館用3人用 折りたたみ式いす	1脚	60	
体育館用長机	1脚	60	
体育館用ステージ	1台	470	
コインロッカー	1区画	1回 50	

2 2以上の部にわたって引き続き使用する場合の附属設備の利用料金

※1使用時間区分の利用料金の額に、当該使用に係る部の数を乗じて得た額(コインロッカーを除く。)

附属設備名	単位	2部にわたる場合	3部にわたる場合
		(午前・午後又は午後・夜)	(午前・午後・夜)
		円	円
バスケットボール競技用具	1組	2,440	3,660
バレーボール用支柱	1組	460	690
テニス用支柱	1組	460	690
バドミントン用支柱	1組	340	510
卓球台	1台	240	360
テニスラケット	1本	240	360
バドミントンラケット	1本	120	180
卓球ラケット	1本	80	120
ボール類	1個	120	180
体育館用審判台	1台	120	180
得点板	1台	120	180
ストップウォッチ	1個	120	180
防球スクリーン	1台	80	120
マット	1枚	100	150
ネット計測器	1本	120	180
トランポリン	1台	940	1,410
スポーツテスト用測定機器	1組	460	690
その他体育用具	1個	120	180
体育館用放送装置	1組	2,440	3,660
体育館用マイクロホン	1個	700	1,050
体育館用移動式黒板	1台	120	180
体育館用1人用いす	1脚	60	90
体育館用3人用 折りたたみ式いす	1脚	120	180
体育館用長机	1脚	120	180
体育館用ステージ	1台	940	1,410

3 このほか、使用者が器具等を持ち込んだため、特に費用を要することとなった場合においては、当該費用を徴収する。

京都府立山城勤労者福祉会館の利用料金の上限の額

1 利用料金の上限の額

使用時間		午前の部	午後の部	夜の部	
区 分		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時30分まで	
体 育 館	全 面 使 用	円	円	円	
		平日	4,280	5,300	6,320
		土曜日、日曜日及び休日	5,100	6,420	7,440
		部分使用	2,040	2,440	2,950
		個人使用	250	250	250
		第1会議室	3,870	4,590	5,300
	第2会議室	1,220	1,420	1,630	
	第3会議室	1,420	1,630	1,930	
	第4会議室	1,630	2,040	2,340	
テニス コート		平日	3,570	4,790	—
		土曜日、日曜日及び休日	4,280	5,710	—

2 2以上の部にわたって引き続き使用する場合の利用料金の上限の額

各部の利用料金(条例別表の各区分の利用料金をいう。以下、3及び4において同じ。)の合計額に10分の9を乗じて得た額

(算定した額が100円を超える場合は、100円未満の端数を切り捨てる。)

(算定した額が100円を超えない場合は、その額とする。)

3 使用時間を延長した場合の利用料金の上限の額

延長使用時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上1時間未満は1時間として計算する。)につき、当初に使用の承認を受けた部の利用料金の額に10分の4を乗じて得た額

(算定した額が100円を超える場合は、100円未満の端数を切り捨てる。)

(算定した額が100円を超えない場合は、その額とする。)

4 体育館を特別な設備の準備又は撤去のために使用する場合の利用料金の上限の額

その時間の属する部の利用料金の額に10分の5を乗じて得た額

(算定した額が100円を超える場合は、100円未満の端数を切り捨てる。)

(算定した額が100円を超えない場合は、その額とする。)

5 営利を目的とする催物のために体育館を使用する場合の利用料金の上限の額

利用料金の上限の額(上記1)に4を乗じて得た額

(端数処理なし)

利用料金の上限の額の考え方（例示）

◆基本的な考え方

- ・割引の場合 → 指定管理者が決める利用料金から割り引いたものを上限とする。
- ・割増の場合 → 利用料金の上限の額を基準にして割り増したものを上限とする。

1 利用料金の上限の額（例：体育館（平日、全面使用）の場合）（単位：円。以下同じ）

体育館（平日、全面使用）	午前の部	午後の部	夜の部
ア 条例に定める利用料金の上限の額	4, 280	5, 300	6, 320
⇓ 指定管理者が料金設定			
イ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	4, 100	5, 100	6, 100

2 2以上の部にわたって引き続き使用する場合の利用料金の上限の額

※各部の利用料金の合計額に10分の9を乗じて得た額（算定した額が100円を超える場合は、100円未満の端数を切り捨てる。算定した額が100円を超えない場合は、その額とする。）

体育館（平日、全面使用）	午前・午後	午後・夜	午前・午後・夜
ウ 利用料金の上限の額	8, 200	10, 000	13, 700
※上記「イ 指定管理者が決める利用料金（仮定）」を基準とする。	$(4,100+5,100) \times 9/10$	$(5,100+6,100) \times 9/10$	$(4,100+5,100+6,100) \times 9/10$
⇓ 指定管理者が料金設定			
エ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	8, 100	9, 900	13, 600

3 使用時間を延長した場合の利用料金の上限の額（1時間当たり）

※当初に使用の承認を受けた部の利用料金の額に10分の4を乗じて得た額（算定した額が100円を超える場合は、100円未満の端数を切り捨てる。算定した額が100円を超えない場合は、その額とする。）

体育館（平日、全面使用）	午前の部	午後の部
オ 利用料金の上限の額	1, 600	2, 000
※上記「イ 指定管理者が決める利用料金（仮定）」を基準とする。	$4,100 \times 4/10$	$5,100 \times 4/10$
⇓ 指定管理者が料金設定		
カ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	1, 500	1, 900

4 体育館を特別な設備の準備又は撤去のために使用する場合の利用料金の上限の額

※その時間の属する部の利用料金の額に10分の5を乗じて得た額（算定した額が100円を超える場合は、100円未満の端数を切り捨てる。算定した額が100円を超えない場合は、その額とする。）

体育館（平日、全面使用）	午前の部	午後の部	夜の部
キ 利用料金の上限の額	2,000	2,500	3,000
※上記「イ 指定管理者が決める利用料金（仮定）」を基準とする。	$4,100 \times 5/10$	$5,100 \times 5/10$	$6,100 \times 5/10$
⇓ 指定管理者が料金設定			
ク 指定管理者が決める利用料金（仮定）	1,900	2,400	2,900

体育館（平日、全面使用）	午前・午後	午後・夜	午前・午後・夜
ケ 利用料金の上限の額	4,000	4,900	6,800
※上記「エ 指定管理者が決める利用料金（仮定）」を基準とする。	$8,100 \times 5/10$	$9,900 \times 5/10$	$13,600 \times 5/10$
⇓ 指定管理者が料金設定			
コ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	3,900	4,800	6,700

（4-1）使用時間を延長した場合の利用料金の上限の額（1時間当たり）（体育館を特別な設備の準備又は撤去のために使用）（考え方・端数処理は、上記3と同じ）

体育館（平日、全面使用）	午前の部	午後の部
サ 利用料金の上限の額	700	900
※上記「ク 指定管理者が決める利用料金（仮定）」を基準とする。	$1,900 \times 4/10$	$2,400 \times 4/10$
⇓ 指定管理者が料金設定		
シ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	600	800

- 5 営利を目的とする催物のために体育館を使用する場合の利用料金の上限の額
 ※利用料金の上限の額に定める額に4を乗じて得た額（端数処理なし）

体育館（平日、全面使用）	午前の部	午後の部	夜の部
ス 利用料金の上限の額	16,800	20,800	24,800
※上記「ア 条例に定める利用料金の上限の額」を基準とする。	$4,200 \times 4$	$5,200 \times 4$	$6,200 \times 4$
⇓ 指定管理者が料金設定			
セ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	16,700	20,700	24,700

体育館（平日、全面使用）	午前・午後	午後・夜	午前・午後・夜
ソ 利用料金の上限の額	32,800	40,000	54,800
※上記「ウ 利用料金の上限の額」を基準とする。	$8,200 \times 4$	$10,000 \times 4$	$13,700 \times 4$
⇓ 指定管理者が料金設定			
タ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	32,700	39,900	54,700

- (5-1) 使用時間を延長した場合の利用料金の上限の額（1時間当たり）（営利を目的とする催物のために体育館を使用）（考え方・端数処理は、上記3と同じ）

体育館（平日、全面使用）	午前の部	午後の部
チ 利用料金の上限の額	6,600	8,200
※上記「セ 指定管理者が決める利用料金（仮定）」を基準とする。	$16,700 \times 4/10$	$20,700 \times 4/10$
⇓ 指定管理者が料金設定		
ツ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	6,500	8,100

(5-2) 特別な設備の準備又は撤去のために使用する場合の利用料金の上限の額（営利を目的とする催物のために体育館を使用）（考え方・端数処理は、上記4と同じ）

体育館（平日、全面使用）	午前の部	午後の部	夜の部
テ 利用料金の上限の額	8,300	10,300	12,300
※上記「セ 指定管理者が決める利用料金（仮定）」を基準とする。	$16,700 \times 5/10$	$20,700 \times 5/10$	$24,700 \times 5/10$
↓ 指定管理者が料金設定			
ト 指定管理者が決める利用料金（仮定）	8,200	10,200	12,200

体育館（平日、全面使用）	午前・午後	午後・夜	午前・午後・夜
ナ 利用料金の上限の額	16,300	19,900	27,300
※上記「タ 指定管理者が決める利用料金（仮定）」を基準とする。	$32,700 \times 5/10$	$39,900 \times 5/10$	$54,700 \times 5/10$
↓ 指定管理者が料金設定			
ニ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	16,200	19,800	27,200

(5-3) 特別な設備の準備又は撤去のために使用し、使用時間を延長した場合の利用料金の上限の額（1時間当たり）（営利を目的とする催物のために体育館を使用）（考え方・端数処理は、上記3・4と同じ）

体育館（平日、全面使用）	午前の部	午後の部
ヌ 利用料金の上限の額	3,200	4,000
※上記「ト 指定管理者が決める利用料金（仮定）」を基準とする。	$8,200 \times 4/10$	$10,200 \times 4/10$
↓ 指定管理者が料金設定		
ネ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	3,100	3,900

6 附属設備の利用料金の上限の額（2以上の部にわたって引き続き使用する場合）

※各附属設備に係る1使用時間区分の利用料金の額に、当該使用に係る部の数を乗じて得た額（コインロッカーを除く。）（端数処理なし）

バスケットボール競技用具（1組）	1使用時間区分（午前又は午後又は夜）
ノ 利用料金の上限の額	1, 220
⇓ 指定管理者が料金設定	
ハ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	1, 100

バスケットボール競技用具（1組）	2部にわたる場合 （午前・午後又は 午後・夜）	3部にわたる場合 （午前・午後・夜）
ヒ 利用料金の上限の額	2, 200	3, 300
※上記「ハ 指定管理者が決める利用料金（仮定）」を基準とする。	1,100×2	1,100×3
⇓ 指定管理者が料金設定		
フ 指定管理者が決める利用料金（仮定）	2, 100	3, 200

京都市立山城勤労者福祉会館の附属設備の利用料金の上限の額

1 附属設備の利用料金の上限の額

附属設備名	単位	1使用時間区分の 利用料金の上限の額 円	摘要
バスケットボール競技用具	1組	1,220	ファウル指示板、信号器、30秒タイマー及びストップウォッチをいう。
バレーボール用支柱	1組	230	ネットを含む。
テニス用支柱	1組	230	ネットを含む。
バドミントン用支柱	1組	170	ネットを含む。
卓球台	1台	120	サポート及びネットを含む。
テニスラケット	1本	120	
バドミントンラケット	1本	60	
卓球ラケット	1本	40	
ボール類	1個	60	バスケットボール用及びバレーボール用のボールをいう。
体育館用審判台	1台	60	
得点板	1台	60	
ストップウォッチ	1個	60	
防球スクリーン	1台	40	
マット	1枚	50	
ネット計測器	1本	60	
トランポリン	1台	470	
スポーツテスト用測定機器	1組	230	
その他体育用具	1個	60	
体育館用放送装置	1組	1,220	マイクロホン1個付
体育館用マイクロホン	1個	350	
体育館用移動式黒板	1台	60	
体育館用1人用いす	1脚	30	
体育館用3人用 折りたたみ式いす	1脚	60	
体育館用長机	1脚	60	
体育館用ステージ	1台	470	
コインロッカー	1区画	1回 50	

2 2以上の部にわたって引き続き使用する場合の附属設備の利用料金の上限の額

※各附属設備に係る1使用時間区分の利用料金の額に、当該使用に係る部の数を乗じて得た額(コインロッカーを除く。)(端数処理なし)

3 このほか、使用者が器具等を持ち込んだため、特に費用を要することとなった場合においては、当該費用を徴収することができる。

施設使用料(利用料金)収入実績

◇山城勤労者福祉会館

(単位:円)

年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度
計	7,463,800	7,823,225	6,215,495

※会議室などの施設利用に伴う収入実績です。(行政財産目的外使用許可使用料は含まれておりません。)

管理運営費支出実績

◆山城勤労者福祉会館

(単位:千円)

	1年度 実績	2年度 実績	3年度 計画
報酬			
給料	9,873	10,097	11,100
職員手当等	538	653	728
健康保険料等	600	506	870
福利厚生費			
人件費計	11,011	11,256	12,698
賃金			
報償費			
旅費	13		23
需用費	6,271	5,639	6,160
消耗品費	649	591	427
燃料費		2	20
食料費			
印刷製本費	160	69	74
光熱水費	2,897	2,396	2,800
修繕費	2,565	2,581	2,839
役務費	410	357	474
通信運搬費	253	264	270
手数料	11	52	56
広告料	108	3	110
保険料	38	38	38
委託料	1,117	1,806	1,681
使用料及び賃借料	81	142	89
勤労者福祉事業費	493	557	655
利用促進懇談会費			
その他経費	862	825	948
特別清掃費			
消費税	786	947	
物件費計	10,033	10,273	10,030
計	21,044	21,529	22,728